

つくろう 強いお家!  
守ろう 大切な人!



**耐震診断・耐震改修の補助制度があります！**

耐震診断



耐震設計・改修

**1.補助対象** ○補助対象は、以下に掲げるすべての要件を満たす建物です。

【耐震診断】

□平成 12 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項の規定により建築されたもので、現に居住されている住宅です。

【耐震改修】

□平成 12 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項の規定により建築されたもので、現に居住されている木造住宅です。

□耐震診断結果の数値が基準未満のものです。

**2.補助金の額**

【耐震診断】

□耐震診断に要した費用の 10/11 以内で 5 万円が限度額です。

(自己負担額は概ね、5000 円が目安です。)

【耐震改修】

□耐震改修計画の作成、耐震改修工事に要する費用で 100 万円が限度額です。

**3.受付期間**

□4 月 1 日 (火) ~11 月 28 日 (金) (土・日・祝日は除く)

※ただし令和 7 年度予算がなくなり次第終了となる可能性があります。

(注) 本案内は予算成立前の内容になっていますので、事業内容が変更又は中止となる場合があります。

問 都市みどり課 Tel 466-5006 Fax 466-5025

